平成２２年（フ）第４１号
和歌山県御坊市島359番地
債務者　橋本　正則
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第５１６号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目218番地
コーポ山内３－Ｂ
債務者　安室　雅代
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目19番地201
債務者　渡久平弥生（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２６号
沖縄県那覇市三原２丁目15番７号
債務者　徳松喜美子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９２０号
仙台市宮城野区福室３丁目３番20―103号
債務者　新岡　司朗
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番231号
債務者　西塚　晴男
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
宮城県柴田郡大河原町字中島町２番地13
債務者　小野　友孝
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６９９号
金沢市金石西４丁目４番７号
債務者　越野　高幸
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
石川県小松市今江町３丁目171番地、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字柳田セ部64番地
債務者　向　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３２３５号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番６号　鶴見コーポ302
債務者　ヒラガ和美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６１６号
横浜市戸塚区上矢部町1414番地
債務者　宮西　弘之
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５０号
神奈川県大和市南林間２丁目５番11号　ユースフル南林間308号
債務者　小川　亜音
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６７９号
横浜市泉区和泉町5627番地１　サザンヒルズいずみ野307
債務者　須賀　尚美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７２８号
横浜市栄区上之町20番１号
債務者　山本　守道（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７４２号
横浜市神奈川区六角橋６丁目16番13号　ヒルサイドハウス202号
債務者　辻　　信介
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７４３号
横浜市神奈川区六角橋６丁目16番13号　ヒルサイドハウス202号
債務者　辻　　晴美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部